

平成22年12月24日

流山市長 井崎 義治 様

流山市補助金等審議会
会長代理 小山 敦夫

平成23年度予算における補助金等について（答申）
平成22年10月28日付け流財調第240号で諮問のあったこのことにつ
いて、別紙のとおり答申します。

答 申

「平成23年度予算における補助金等について」

平成22年12月24日

流山市補助金等審議会

流山市補助金等審議会

会 長	小原	博仁
副会長	小山	敦夫
	神部	順子
	高村	宏子
	前田	弘
	伊藤	治夫
	松本	正彦

平成 22 年 10 月 28 日に貴職から諮問のあった平成 23 年度予算における補助金等について、以下のとおり答申いたします。

1. はじめに

流山市補助金等審議会は、平成 16 年 8 月に発足し、現在の審議会は第二期となる。今回の答申で任期満了となるが、第二期の審議会では次の答申をした。

- (1) 平成 20 年度の補助金について(平成 20 年 1 月 31 日答申)
 - (2) 平成 20 年度既存補助金の適正化について(平成 20 年 10 月 30 日答申)
 - (3) 平成 21 年度の補助金について(平成 21 年 1 月 20 日答申)
 - (4) 後期基本計画における新たな補助金について(平成 21 年 10 月 14 日答申)
 - (5) 平成 22 年度の補助金等について(平成 22 年 1 月 18 日答申)
- 今回の答申は 6 回目の答申となる。

平成 23 年度の流山市の補助金事業の総件数は 134 件であり、その内訳は以下の通りである（新規 1 件は諮問書交付後に追加となったもの）。

種 別	補助金事業総件数	審査対象件数
新 規	1 件	1 件
増 額	3 0 件	1 6 件
減 額	3 3 件	
増減なし	7 0 件	
計	1 3 4 件	1 7 件

このうち今回諮問を受けた補助金事業は、新規分と増額分であるが、増額分については、国・県より補助金の交付を受ける事業が 14 件あり、これについては従来通り審査対象外とした。

これにより今回の審査対象は、新規 1 件、増額 16 件の計 17 件とした。

審査の基本方針は、平成 17 年 5 月の審議会答申「補助金制度の見直し及び補助金の適正化について」をベースとした。

2. 平成 23 年度補助金の審査結果

審査に当たっては、所管課より提出された「補助金等調査表・補助金等適正化実行プラン」をもとに、11 の所管課からのヒアリングを下記のように 2 日間に分けて実施した。

日 時	場 所	対 象 課
11月12日(金)	ケアセンター 4階第3研修室	安心安全課・障害者支援課・高齢者 生きがい推進課・商工課
11月19日(金)	ケアセンター 4階第1研修室	コミュニティ課・健康増進課・リサ イクル推進課・農政課・子ども家庭 課・保育課・生涯学習課

ヒアリングは1件10分を目安に行った。要求に当たっての論拠が明確で、説明も要領を得たものは短時間で終わったが、増額要求の根拠が不明確で、提出資料も不備なものは、質疑応答が長くなり、また資料の差し替えを依頼したものもあった。

なお全般に、予算要求資料(補助金等調査表・補助金等適正化実行プラン)は、事務局の指導もあり、前回よりは改善されてきているが、まだ問題のある部署も多く残されている。

2.1 評価結果

予算要求資料(補助金等調査表・補助金等適正化実行プラン)と、ヒアリング結果をもとに、各委員よりそれぞれの事業に対する評価点とコメントを求めた。事業によっては評価が大きく分かれるものもあったが、全員での意見調整を行い評価点を決めた。

評価点は下記の4段階評価とした。

- A：補助金事業として妥当なもの
- B：おおむね妥当であるもの
- C：検討を要するもの
- D：不認可のもの

その結果、新規分1件についてはA評価、増額分16件については、A評価12件、B評価4件であった。

各事業の評価点を以下に示す。

種 別	所 管 課	補 助 金 名 称	評 価 点
新 規	健康増進課	受動喫煙防止資金利子補給金	A
	安心安全課	防犯灯維持管理費補助金	A
	安心安全課	防犯灯設置費補助金	A
	高齢者生きがい 推進課	高齢者住宅改造費助成金	A
	障害者支援課	流山市福祉タクシー利用補助金	A

増 額	障害者支援課	心身障害者一時介護料助成金	A
	障害者支援課	障害者支援施設等通所交通費助成金	A
	商工課	商業振興共同施設設置事業費補助金	B
	商工課	流山花火大会事業補助金	A
	コミュニティ課	自治会館維持管理費補助金	A
	保育課	私立保育所 A E D 設置事業補助金	A
	健康増進課	病院内保育運営事業補助金	A
	リサイクル推進課	ノーレジ袋エコポイント付与助成金	B
	農政課	農林水産業の振興に関する補助金 (農用地有効活用事業奨励金)	B
	子ども家庭課	私立幼稚園心身障害児指導補助金	A
	子ども家庭課	私立幼稚園園児補助金	B
	生涯学習課	県民体育大会出場選手派遣費補助金	A

2.2 各補助事業に対するコメント

2.2.1 補助は妥当であるとするもの(A評価) 13件

(1) 受動喫煙防止資金利子補給金

今年度唯一の新規申請の補助金である。健康増進法の成立により、受動喫煙の防止が厚生労働省より通達され、流山市も「受動喫煙防止条例」を策定中である。これに伴い市内の飲食店等が受動喫煙防止対策を施す場合は、日本政策金融公庫の融資を無利子で受けられるように利子補給をしようとするもの。流山市は平成19年に健康都市宣言をしており、受動喫煙防止施策への助成は妥当である。

(2) 防犯灯維持管理費補助金

市民の安心・安全の確保に役割を果たしている防犯灯の維持管理の為に自治会への電気料金等の補助である。防犯のための増灯に伴う増額要求であり、犯罪の未然防止の上からも妥当である。

なお将来の電気料金削減のために、効率の悪い水銀灯からLED防犯灯への切り替えを可及的速やかに進めるよう努力されたい。

(3) 防犯灯設置費補助金

夜間の安心・安全を得るために防犯灯は重要な役割を果たしている。 今回の

増額要求は、新型のLED防犯灯を補助金の対象として、電気効率の悪い水銀灯から省エネ形のLED防犯灯への置き換え促進を図るものであり、妥当である。また今回はランプ交換費用も補助対象としているが、自治会負担を減らすものであり、住民重視の補助策といえる。

(4) 高齢者住宅改造費助成金

住民の高齢化が進む中、安心して住みなれた住宅に定住するためのバリアフリー化等の住宅改修費用の一部を補助するものである。高齢者の自立生活を支援するものであり、対象件数の増加に伴う増額は、妥当である。

(5) 流山市福祉タクシー利用補助金

障害者の社会活動への参加のための交通手段として、タクシー利用は有効である。利用者の増加に伴う増額であり、妥当である。

なお、このタクシー券はあくまでも重度障害者のためのものであり、用途・枚数などの適正使用につき、使用状況の確実なフォローアップをお願いする。

(6) 心身障害者一時介護料助成金

在宅障害者を介護している保護者が疾病等で介護不能な時、一時的に介護を依頼した場合の介護費用の一部助成である。障害者の増加、制度の浸透による申請件数の増加に伴う増額であり、妥当である。

(7) 障害者支援施設等通所交通費助成金

福祉作業所へ通う障害者の交通費を補助することにより、障害者の社会参加をより促進させようとするもので、利用者の増加に伴う増額であり、妥当である。

(8) 流山花火大会事業補助金

流山花火大会は、年々見物客も増え、市のPRに一役買っている事業である。見物客の増加に備えた輸送・警備の増強であり、妥当である。

(9) 自治会館維持管理費補助金

自治会は地域のコミュニティづくりの中心的な担い手である。TX効果による流山市民の増加に対応して、新興住宅やマンションの自治会新設を助成するものである。今回3館の自治会館の増館に見合う増額要求であり、妥当である。

(10) 私立保育所AED設置事業補助金

初期救命に効果のある A E D は、私立保育所にも平成 20 年度より導入が図られている。今回新たに 3 園の私立保育所が開園されることから、これに伴う増額であり、妥当である。

(11) 病院内保育運営事業補助金

市内の病院における看護師等の充実を図るため、病院が設置した病院内保育施設の運営に要する経費の一部を補助している。補助金は前年実績で交付されており、実績値から増額は妥当である。

(12) 私立幼稚園心身障害児指導補助金

心身障害児の受入れを促進し、幼児教育の拡充を進めるために、該当する園児の指導費を補助している。該当園児数に合わせて交付するものであり、妥当である。

(13) 県民体育大会出場選手派遣費補助金

千葉国体の開催のため 2 年間休会となっていた千葉県民体育大会が開催される。流山市の代表選手として、流山市体育協会によって選抜された選手を大会に派遣するにあたり、交通費及び宿泊費の一部を補助するものであり、妥当である。

2.2.2 補助はおおむね妥当であると考えもの(B評価) 4件

(1) 商業振興共同施設設置等事業費補助金

商業環境を整備する一環として、商店街街路灯の L E D 化を進めようとするものである。L E D 式街路灯は従来の放電灯式街路灯より省エネ性が高い。増額は大幅であるが、L E D 化を進めることにより、今後の街路灯使用電気料金の負担軽減を図るものであり、また地球温暖化防止にも資するため、増額はやむを得ない。

なお進めるにあたっては、各商店街間で格差を生まないよう公平な配慮が必要である。

(2) ノーレジ袋エコポイント付与助成金

昨年認可した新しい補助事業であり、本年 10 月よりの実施を予定されていたが、商工課の推進するポイントカードシステムの立ち上げ遅れにより、本年は実施されなかった。来年 7 月に、遅れていたシステムがスタートする予定であり、来年度 9 ヶ月分の費用の補助はやむを得ない。

なお、システムが稼動してからの速やかな実施の為に、早めの市民への周知、協力要請が必要である。

(3) 農林水産業の振興に関する補助金（農用地有効活用事業奨励金）

遊休農地の発生を防止するために、農地の貸し借りにより農地の有効活用を図ろうとするものである。利用者が増えることによる増額であり、やむを得ない。

なお申請書には不備が多く、また本年度決算推定は当初予算を大幅に超過する予定であり、来年度要求額は押さえられているが積算根拠が薄弱に思われる。来年度も予算超過とならないように遵守に努められたい。

(4) 私立幼稚園園児補助金

公立幼稚園の減少により、私立幼稚園に通わざるを得ない保護者の負担軽減のための助成である。今回は若い世代の流山市への流入に伴う幼稚園児の増加によるもので、増額はやむを得ない。

なお昨年答申でも触れたが、本補助金は額も大きく、今後とも増大するものであり、一律支給を見直し所得制限を設けるなど検討すべき時と考える。

3. おわりに

今回の答申は、平成 23 年度補助金予算のうち、新規補助金と増額補助金についてである。これは補助金予算全体(約 16 億円)の 13% であり、残りの 87% の既存補助金は補助金等審議会を通らないで予算化される。今回の予算要求で、金額増減の無い事業、減額の事業、増額であるが国・県の補助を受ける事業等は、今回は審議会の審査を受けなかったが、その中には補助が長期化している事業、補助金額が多額の事業等が含まれており、一定期間毎に本審議会に取り上げ、チェックする必要があると思われる。

また、審議の過程で毎回問題となることであるが、補助金申請資料である「補助金等調査表・補助金等適正化実行プラン」の記載方法にまだ問題点が多い。

これらを踏まえて、第二期補助金等審議会の終りにあたり、下記を要望する。

(1) 既存補助金事業の見直し

既存補助金の中には、交付期間が 20 年以上の長期に渡るものが半数近くある。補助金は、公益上の必要性をもって交付される。しかし、長期化するに従って、当初の交付目的が希薄化する。特定団体・事業への長期化は、全体との公平性が見失われ、既得権益化につながる。そして財源が固定化されてしまい、新たな補助金事業等の対応が制限される。

したがって、長期に渡る補助金はその実績を精査し、活動がマンネリ化しているもの、効果の見えないもの、時代にそぐわなくなっているものなど、重点的な見直しが必要と考えられる。

また、必ずしも長期でなくとも 1 件当りの補助金額の多いもの、例えば 5 千万円以上の補助事業等は、費用対効果を検証してみる必要があると思われる。

なお見直しに当っては、件数も多く、審議委員の負担も考慮し、予算申請時期でなく、中間期に実施するのが望ましい。

(2) 申請資料の書き方について

補助金等審議会への申請資料は、「補助金等調査表・補助金等適正化実行プラン」が用いられているが、その記載方法には不備が多く、度々改善を要求してきたところである。担当部課によっては、きっちり書かれているところもあるが、まだまだ杜撰な部署もある。主な問題点は下記である。

予算要求に当たっての担当課の見解が明確に示されていない。増額要求ならば、何故増額になるかの説明が必要である。

要求予算額の積算根拠が明確でない。

過去の改善指摘に対して、対応策が述べられていない。

各部署が、この適正化実行プランに対しての理解をさらに深め、改善されることを望む。